法第３１条（浄化槽）

屎尿浄化槽の処理対象人員の算定方法

1　処理対象人員の算定方法は、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員の算定基準（ＪＩＳＡ３３０２－２０００）に基づき算定するものとする。

2　処理算定人員が建築物の床面積により算定されるものについては、原則として令第２条第１項第３号の規定による。

3　増築等に伴う既存浄化槽の使用について増築や用途変更により処理対象人数、処理方法、放流水質が現行基準に適合しない場合は、不適格部分を改修する必要がある。ただし、次のいずれかに該当する場合には事前に特定行政庁と協議の上使用できるものとする。

ア　下水道の予定処理区域内で、増築における処理対象人数に応じた放流水質を確保できる場合。

イ　増築部分に給排水設備がなく、かつ、実質的な処理対象人数に増員がない場合。

4　既設単独処理浄化槽で昭和５５年建設省告示第１２９２号第１第１号から第３号までの規定に適合する構造のもの（平成１２年改正前の当該告示による。）については、既存不適格ではなく現行法に適合するものとみなされる。このため、当該規定により、既設単独処理浄化槽を引き続き使用する場合は、保守点検記録等により既設浄化槽の構造、管理状況、放流水質等を確認できることが必要である。

5　汚水量は、「浄化槽の構造基準・同解説」中の「算定単位当たりの汚水量及び BOD 参考値」を標準とする。

【参考】

附　則

(平成一二年五月三一日建設省告示第一四六五号)

1　この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現に設置されている屎尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の屎尿浄化槽又はこの告示の施行の日から六月を経過しない間に設置される屎尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和五十五年建設省告示第千二百九十二号第一第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)第三条の規定による改正後の建築基準法第三十一条第二項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。